

石川県環境審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年石川県条例第16号。以下「条例」という。）第30条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、石川県環境審議会（以下「審議会」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(委員以外の者の審議会の会議への出席)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に審議会の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第4条 条例第28条の規定に基づく部会は、企画計画部会、環境負荷低減部会、持続可能な社会形成部会、自然共生部会、環境影響評価部会及び温泉部会とする。

2 部会の所掌事務は別表に定めるところによる。

3 会長は、特に必要と認めるときは、第1項に規定する部会のうち、2以上の部会の委員及び専門委員をもって構成する合同部会を条例第28条の規定に基づく部会として臨時に設けることができる。

(諮問の付議)

第5条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を適当な部会（前条第1項及び第3項に規定する部会をいう。以下同じ。）に付議することができる。

(部会の決議)

第6条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

2 会長は、前項の同意をしたときは、その同意に係る決議を審議会に報告するものとする。

(専門調査委員会)

第7条 部会は、当該部会の決議により、その所掌事務及び付議された事項を調査するための専門調査委員会を置くことができる。

2 専門調査委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長が、部会長の推薦を受けて指名する。この場合、部会長は、他の部会に属する委員及び専門委員をも推薦することができる。

3 専門調査委員会に委員長を置き、部会長の指名する委員がこれに当たる。

4 専門調査委員会の名称には、その置かれる部会の名を冠するものとする。

(準用規定)

第8条 第2条及び第3条の規定は、部会及び専門調査委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」又は「委員長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(会議録)

第9条 審議会及び部会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならない。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、石川県生活環境部環境政策課において処理する。ただし、部会については、審議案件等の内容に応じ、石川県生活環境部内の所管担当課で処理するものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附 則

この要領は、平成6年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年9月11日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成16年8月12日から施行する。

2 石川県自然環境保全審議会運営要領（昭和48年8月6日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成18年8月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表

部会名	所掌事務
企画計画部会	<p>1 環境の保全の基本的事項に関すること。</p> <p>2 環境総合計画の策定、実施状況の点検・評価、改定に関すること。</p> <p>3 前2号に掲げるもののほか、審議会の所掌事務で他の部会の所掌に属しない事項に関すること。</p>
環境負荷低減部会	<p>1 大気汚染防止及び水質汚濁防止に係る排出基準等の設定に関すること。</p> <p>2 悪臭規制地域、騒音又は振動の規制地域、地盤沈下地域及び農用地土壤汚染 対策地域の指定に関すること。</p> <p>3 悪臭規制基準及び騒音又は振動の規制基準の設定に関すること。</p> <p>4 水質環境基準の水域類型へのあてはめに関すること。</p> <p>5 水質測定計画の作成に関すること。</p> <p>6 農用地土壤汚染対策計画の策定に関すること。</p> <p>7 ダイオキシン類の総量削減計画の策定に関すること。</p> <p>8 前各号に掲げるもののほか、大気汚染防止、悪臭防止、騒音又は振動の防止、水質汚濁防止、土壤汚染、地盤沈下防止、地下水の適正管理及び農用地土壤汚染防止に係る重要事項に関すること。</p>
持続可能な社会形成部会	<p>1 地球温暖化対策等の持続可能な社会の形成に係る重要事項に関すること。</p> <p>2 廃棄物処理計画の策定に関すること。</p> <p>3 廃棄物の減量化、循環的利用の推進に関する調査・審議に関すること。</p> <p>4 前各号に掲げるもののほか、持続可能な社会の形成に係る重要事項に関すること。</p>
自然共生部会	<p>1 生物多様性の保全に係る重要事項に関すること。</p> <p>2 県自然環境保全地域の指定及び保全計画の決定に関すること。</p> <p>3 県立自然公園の指定並びに公園計画及び公園事業の決定に関すること。</p> <p>4 国定公園の公園計画のうち、知事が定める公園計画及び公園事業の決定に関すること。</p> <p>5 鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画の策定、変更等に関すること。</p> <p>6 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限に関すること。</p> <p>7 鳥獣保護区の設定及び特別保護地区の指定に関すること。</p> <p>8 希少野生動植物種の指定等に関すること。</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、自然と人との共生に関する重要事項に関すること。</p>
環境影響評価部会	<p>1 環境影響評価技術指針の制定又は改定に関すること。</p> <p>2 環境影響評価に係る知事の意見に関すること。</p> <p>3 環境影響評価に関する技術的事項の調査・審議に関すること。</p> <p>4 廃棄物処理施設整備に係る生活環境の保全上の意見聴取に関すること。</p> <p>5 石川県廃棄物適正処理指導要綱に基づく知事の指導又は助言に関すること。</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか、環境影響評価及び廃棄物処理施設整備に関する重要事項に関すること。</p>
温泉部会	<p>1 温泉の掘削、増掘及び動力の装置の許可・不許可の処分に関すること。</p> <p>2 温泉の掘削、増掘及び動力の装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分に関すること。</p> <p>3 温泉採取の制限の処分に関すること。</p> <p>4 前3号に掲げるもののほか、温泉行政に関する重要事項に関すること。</p>